

養子縁組届の記入例

例 成人の方を養子とする場合（婿養子など）

養子縁組が成立する条件

届出する年月日を記入してください。

養子縁組届

令和 年 月 日届出
滋賀県東近江市 長 殿

養子になる方が「男性」の場合、こちらにご記入ください。

養子になる方が「女性」の場合、こちらにご記入ください。

養親は 20歳以上の方であること。

養子は

- ① 養親より年上でないこと。
- ② 養親の嫡出子（*婚姻している夫婦に生まれた子）または養子でないこと。

養子となる人の縁組前（現在）の本籍・筆頭者氏名を記入します。

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後（現在）の氏を書いてください。

養子となる人の縁組後におく本籍・筆頭者氏名を記入します。

養親の本籍・筆頭者をご記入ください

（よみかた） 氏名		養子 氏 しが 太郎		なる人 氏名	
生年月日		平成4年5月1日		年 月 日	
住所		滋賀県東近江市八日市町10番地5号		番地番 号	
（よみかた） 世帯主の氏名		ひがしおうみ いちたろう 東近江 一太郎			
本籍		滋賀県近江八幡市桜宮町236番地		番地番 号	
（よみかた） 筆頭者の氏名		滋賀 健一			
父の氏名		父 滋賀 健一	続き柄	父	続き柄
母の氏名		母 びわ子	長男	母	女
父母との続き柄		母			
入籍する戸籍		<input checked="" type="checkbox"/> 養親の現在の戸籍に入る <input type="checkbox"/> 養親の新しい戸籍に入る		<input type="checkbox"/> 養子夫婦で新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 養子の戸籍に変動がない	
また、新しい本籍		滋賀県東近江市八日市緑町10番地		番地番 号	
（よみかた） 筆頭者の氏名		東近江 一太郎			
監護をすべき者の有無		（養子になる人が十五歳未満のときに書いてください） <input type="checkbox"/> 届出人以外に養子になる人の監護をすべき <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 養父 <input type="checkbox"/> 養母がいる <input type="checkbox"/> 上記の者はいない			
届出人署名押印		滋賀 太郎 印		印	

（よみかた） 氏名		養親になる人 氏名			
養父 氏 ひがしおうみ いちたろう 東近江 一太郎		養母 氏名 ひがしおうみ やよい 東近江 弥生			
生年月日		昭和35年12月13日		昭和40年11月8日	
住所		滋賀県東近江市八日市緑町10番地5号		番地番 号	
（よみかた） 世帯主の氏名		ひがしおうみ いちたろう 東近江 一太郎			
本籍		滋賀県東近江市八日市緑町10番地		番地番 号	
（よみかた） 筆頭者の氏名		東近江 一太郎			
その他		新しい本籍（養親になる人が戸籍の筆頭者およびその配偶者でないときは、ここに新しい本籍を書いてください）			
届出人署名押印		東近江 一太郎 印		東近江 弥生 印	

届出人		（養子になる人が十五歳未満のときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、こがができない未成年後見人について、その他欄又は別紙（様式任意。届出人全員の契印が必要）に書いてください）	
資格		親権者（ <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 養父） <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 特別代理人	
住所		番地番 号	
印		印	
日		年 月 日	

証人	
署名押印	滋賀 健一 印
生年月日	昭和34年3月13日
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地号
本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
署名押印	滋賀 びわ子 印
生年月日	昭和36年11月11日
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地号
本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

持参していただくもの

- ① 養子縁組届書(1通)
- ② 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
* 本人確認のため。
- ③ マイナンバーカード
表面記載事項に変更が生じる場合は持参してください。

押印は任意です。

連絡先 電話 0748 (24) 1234
自宅・勤務先 []・携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

証人として、当事者以外の2人の署名が必要です。証人は、養子縁組の事実を知っている人で、18歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。（ご家族、知人など）押印は任意です。